

公認セッター規程

第1章 公認セッター（アルペン競技）

第1条 本連盟は、アルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認セッター制度を設ける。

第2条 公認セッターの資格は、A級、B級に分ける。

2 A級セッターは国内で開催されるすべての公認大会でセットすることができる。B級セッターは、B級公認大会でセットをすることができる。

3 A級公認セッターとなる受検資格者は、次に掲げる各号の一つに該当しなければならない。

(1) 全日本ナショナルチームコーチとして2年以上経験した者

(2) 全日本選手権大会、コンチネンタルカップにおいて10位までの入賞が3回以上の者

(3) B級の資格を取得した者の中で受検日までの2シーズン以内に（受検年度含む）、B級公認大会で2レース以上のセットを行い、高速系種目で1レース以上の実務を経験した者。

4 B級公認セッターとなる資格者は、各都道府県選手権大会及び都道府県公認競技会等で実務を経験した者で加盟団体長が、本連盟に推薦した者とする。

5 A級及びB級の受検者の年齢制限は、受検する年の4月1日現在で、A級は22歳以上、B級は20歳以上とする。

第3条 前条の該当者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる内容の2日間の研修会と検定会を受けなければならない。

(1) 学科研修会3単位は、次の内容で実施する。

- ① アルペン競技の知識
- ② セッターの服務心得
- ③ 選手強化とセッティングの関係

(2) 実技研修会3単位は、次の内容で実施する。

- ① セッティングの実技
- ② 旗門の構成
- ③ 旗門の種類

2 1単位は、90分とする。

3 セッター検定会は学科検定と実技検定を実施する。学科検定と実技検定それぞれで合格点を満たした者を検定会の合格者とする。

(1) 学科検定は、100点満点とし80点以上を合格とする。

(2) 実技検定は、100点満点とし80点以上を合格とする。

第4条 本連盟主催の公認セッターの検定会及び研修会は、年1回実施する。ただし、アルペン部が認めた場合に限り、特別な研修会と検定試験を行うことができる。

2 検定を受けようとする者は、所属団体長を経て、必要書類を整え、加盟団体長に申請する。

3 加盟団体長は、第2条の規定に従い、審査の上、適格者の書類に受検料を添えて本連盟会長に提出するものとする。

第5条 検定会及び研修会の講師は、アルペン専門委員2名以上をもってこれに当たる。また、アルペン部長が認めたTD資格を有する者も講師となることができる。

第6条 公認セッターの資格は、その任命、退任、失格など、すべて公認委員会において審査し、理事会において決定する。

2 資格取得者には、公認証を与える。

第7条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入する。

第8条 本連盟が主催する検定会及び研修会に関する一切の事務処理は、本連盟アルペン部が当る。また、ブロックで開催した場合は開催地の担当者が行う。

第9条 本連盟主催の検定会及び研修会の講師の旅費は、本連盟の負担とし、研修会及び講習検定会の参加料及び検定料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入するものとする。また、ブロックで開催する場合は参加料及び検定料は開催地での講師旅費等の経費とし、不足分は開催地で負担する。

第10条 公認セッターは、新しい知識を修得し、技術向上並びに選手養成と研鑽のため、資格取得後もA級セッターは、2年に1回、B級セッターは、4年に1回、研修会に参加しなければならない。

第11条 研修会及び検定会責任者は、研修会及び検定会終了後、1週間以内に出席者名簿、合格者名簿を付した報告書を本連盟に提出しなければならない。

第12条 公認セッターは、本連盟会員を退会又は会員登録規程第4条により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催に当たって協力要請に対し理由なくしてこれを拒否し、その責任を保てないと判定した場合は、理事会の議決により資格を喪失するものとする。

第2章 公認スノーボードセッター

第13条 本連盟は、スノーボード競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認スノーボードセッター（以下、「SBセッター」という。）制度を設ける。

第14条 SBセッターとなる資格者は、加盟団体長が本連盟に推薦した者とする。

2 SBセッターの受験者の年齢は、受験する年の1月1日現在で、23歳以上、50歳以下とする。ただし、本連盟担当部長が必要と認めるときはこの限りではない。

第15条 前条の該当者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる2日間の講習検定会を受けなければならない。

(1) 学科3単位は、次の内容で実施する。

- ① スノーボード競技の知識
- ② スノーボード競技のルール
- ③ S Bセッターの含むと心得
- ④ 旗門の種類とコースセットの要領
- ⑤ 学科検定試験

(2) 実技3単位は、次の内容で実施する。

- ① コースセットの要領
- ② コースセッターの実務
- ③ 実技検定 (A. 講習会形式、B. 試合形式)

2 1単位は、2時間とする。

3 講習検定の合格基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学科検定は、100点満点とし70点以上を合格とする。
- (2) 実技検定は、100点満点とし70点以上を合格とする。

第16条 S Bセッターの検定会及びS Bセッターの研修会は、年1回本連盟が行う。ただし、研修会は2会場で行う場合がある。

2 検定を受けようとする者は、所属団体長を経て、必要書類を整え、加盟団体長に申請する。

3 加盟団体長は、第14条の規定に従い、審査の上、適格者の書類に受験料を添えて本連盟会長に提出するものとする。

第17条 講習検定会の講師は、スノーボード部委員3名以上をもってこれにあたる。

第18条 S Bセッターの資格の公認は、理事会において決定する。

2 資格取得者には、公認証を与える。

第19条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入する。ただし、バッジ、ワッペンの購入は任意とする。

第20条 講習検定会に関する一切の事務処理は、本連盟スノーボード部があたる。

第21条 講習検定会の講師の旅費は、本連盟の負担とし、研修会及び講習検定会の参加料及び検定料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入するものとする。

第22条 S Bセッターは、新しい知識を修得し、技術向上並びに選手養成と研鑽のため、資格取得年度を含まず2年に1回研修会に参加しなければならない。ただし、検定会又は研修会の役員として検定、講習等を行った者は、当該年度の研修を終了したものとみなす。

第23条 研修会責任者は、研修会終了後、1週間以内に出席者名簿を付した報告書を本連盟に提出しなければならない。

第24条 S Bセッターは、本連盟会員を退会又は会員登録規程第4条その他の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催に当たって協力要請

334

に対し理由なくしてこれを拒否したり、第22条の研鑽を怠ったり、その責任を保てないと判定した場合は、理事会の議決により資格を喪失するものとする。

第25条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正